

# 学校教育における 合理的配慮の充実に向けて

令和2年1月13日（月）

文部科学省初等中等教育特別支援教育課

特別支援教育調査官 庄司美千代



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の内容

本シンポジウムのテーマ

「教育現場の情報保障をめぐるって」

- 1 はじめに
- 2 近年の我が国の特別支援教育の動向  
～障害者権利条約の批准に向けた取組を中心に～
- 3 特別支援教育を推進するための施策等について
- 4 おわりに

# 1 はじめに ～自己紹介～

- 山形県内小学校の教員として採用
- 山形県立山形聾学校に異動(幼稚部、小学部、乳幼児教育相談、地域支援など担当)



- 県教育委員会特別支援教育室に異動
- 国立特別支援教育総合研究所に交流人事
- 平成27年度より現職

# 1 はじめに ～文部科学省での仕事～

● 教育

● 科学技術・学術

● スポーツ

● 文化



## 2 近年の我が国の特別支援教育の動向 ～障害者権利条約の批准に向けた取組を中心に～



障害者権利条約の  
パンフレット

- (1) 障害者権利条約への署名から今日まで
- (2) インクルーシブ教育システムの基本的な考え方
- (3) 教育制度の改正に向けた検討
- (4) 学校教育における合理的配慮とは
- (5) 学校での合理的配慮を決定するプロセス

外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>

# (1) 障害者権利条約への署名から今日まで

平成18年12月 「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択

平成19年4月 特別支援教育制度 本格実施

平成19年 9月 日本国署名

平成24年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」

「障害者基本法」、

「学校教育法」の改正

「障害者差別解消法」の成立

国内法の整備

平成26年1月日本国批准

平成28年4月1日  
障害者差別解消法の施行

## (2) インクルーシブ教育システムの基本的な考え方 ～ 障害者の権利に関する条約（第24条）から～

### インクルーシブ教育システム (inclusive education system)

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、

- ① 障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、
- ② 自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、
- ③ 個人に必要な「合理的配慮」 (reasonable accommodation) が提供される等が必要とされている。



## (2) インクルーシブ教育システムの基本的な考え方 ～ 障害者基本法から～

### 【第16条】(教育) 平成23年改正

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、

- ・可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、
- ・教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。



## (2) インクルーシブ教育システムの基本的な考え方

～中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から～

### 共生社会の形成に向けて



インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。



### 特別支援教育の推進

※下線は、本資料作成に当たって文部科学省において追記した。

### (3) 教育制度の改正に向けた検討

平成22年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会  
「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置

平成24年7月 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育  
システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」

- ・就学相談・就学先決定の在り方
- ・合理的配慮、基礎的環境整備
- ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等  
の推進
- ・教職員の専門性向上 など

- 通常 の 学 級
- 通 級 による 指 導
- 特 別 支 援 学 級
- 特 別 支 援 学 校

# 《参考》学校教育法施行令改正（平成25年9月）

## 就学制度改正

- ・（一定程度の（※））障害のある児童生徒は特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組みを改め、市町村教育委員会が、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとしたもの。

※視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。））で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもの

- ・ 障害の状態等の変化を踏まえた転学
- ・ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大 など

参考 「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」 の作成（H25.10 文部科学省特別支援教育課）

学校教育法施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示したもの。（※文科省HPよりダウンロード可）

### (3) 学校教育における合理的配慮とは

# 条約及び各法令等の規定における合理的配慮

<p>障害者の権利に関する条約 第2条(定義)</p>	<p>「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>必要かつ適当な変更及び調整</u>であって、</li> <li>② <u>特定の場合において必要</u>とされるものであり、</li> <li>③ <u>かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さない</u>ものをいう。</li> </ul>
<p>障害者基本法 第4条(差別の禁止)</p>	<p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、<u>その実施に伴う負担が過重でないときは</u>、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について<u>必要かつ合理的な配慮</u>がされなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第7条(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の<u>意思の表明があった場合</u>において、<u>その実施に伴う負担が過重でないときは</u>、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について<u>必要かつ合理的な配慮</u>をしなければならない。</p>
<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) (定義)</p>	<p>本報告における合理的配慮は、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の設置者及び学校が<u>必要かつ適当な変更・調整</u>を行うことであり、</li> <li>② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に<u>個別に必要な</u>ものであり、</li> <li>③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、<u>均衡を失した又は過度の負担を課さないもの</u>と定義されている。</li> </ul>

# 法令等における合理的配慮について ～障害者の権利に関する条約～

## 【第2条】(定義)

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための

- ① 必要かつ適当な変更及び調整であって、
- ② 特定の場合において必要とされるものであり、
- ③ かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

# 法令等における合理的配慮について ～障害者基本法～

## 【第4条】（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



# 法令等における合理的配慮について

## ～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律～

### 【第7条】(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

# 法令等における合理的配慮について

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)～

## 【項目】

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

## 定義

本報告における合理的配慮は、

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ① 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ② 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、
- ③ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

と定義されている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

※丸数字及び下線は、本資料作成に当たって文部科学省において追記した。

# 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)～

## 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

## 学校における合理的配慮の観点

### ①教育内容・方法

#### ①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

#### ①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

### ②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

### ③施設・設備

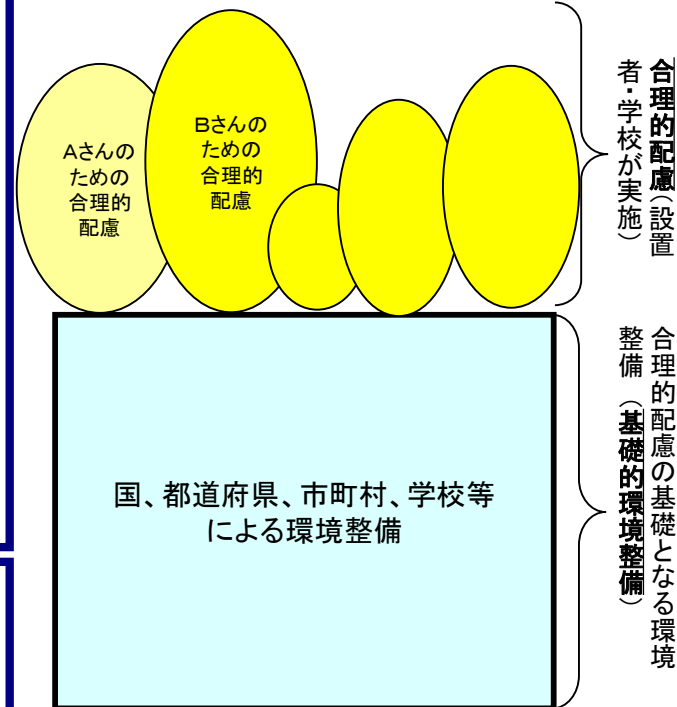
- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

同報告に、別表1～11に各項目における障害種別の合理的配慮を例示している。

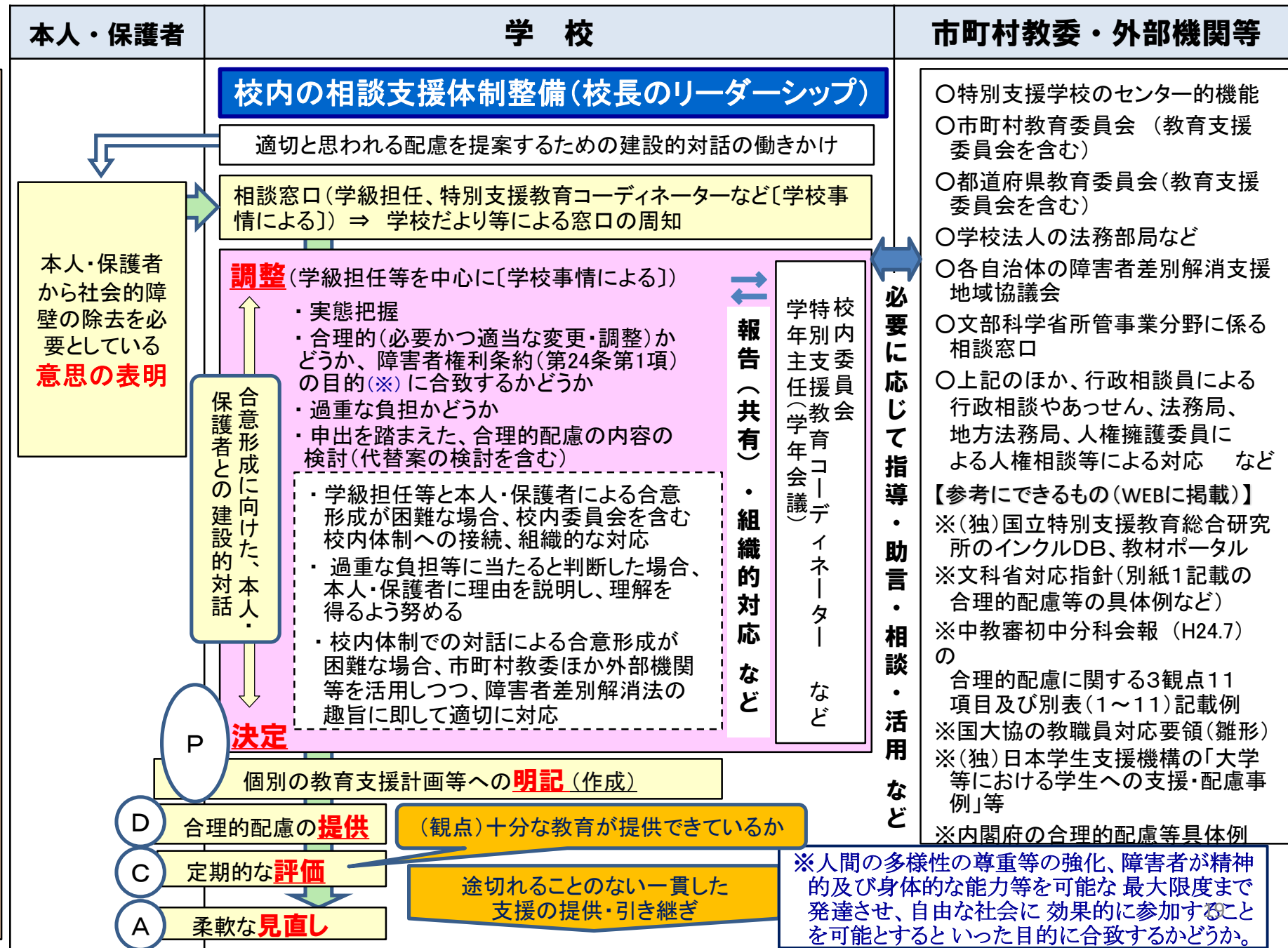
## 基礎的環境整備

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

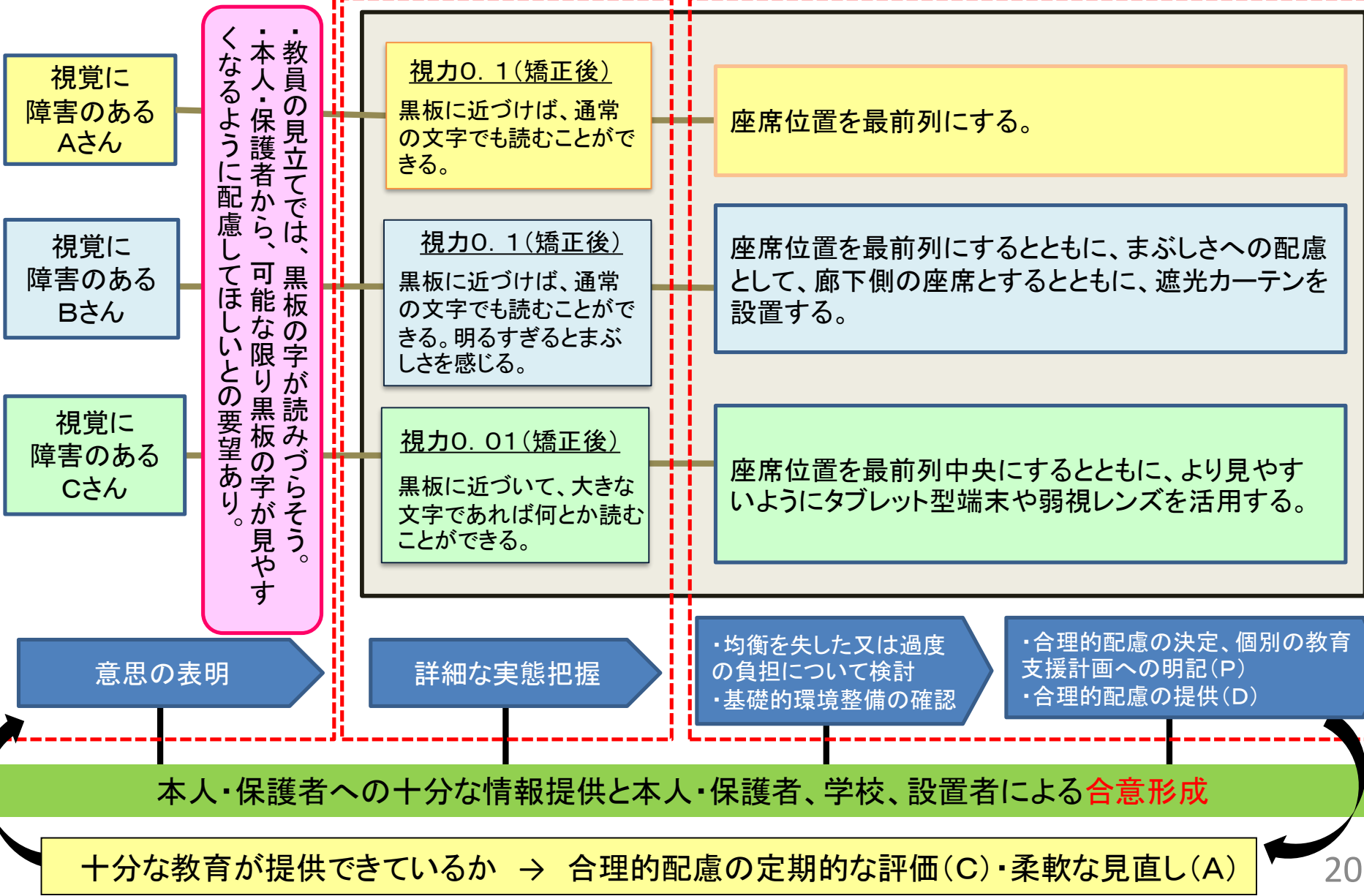
## 合理的配慮と基礎的環境整備の関係



# 各学校における合理的配慮の提供のプロセス (対応指針等を基にした参考例)



# 合理的配慮決定までのプロセス（視覚障害の例）



### 3 特別支援教育を推進するための 施策等について



# (1) 特別支援教育に係る地方財政措置

事務連絡  
2019年3月20日

各都道府県・指定都市教育委員会  
特別支援教育主管課 御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育に係る地方財政措置の予定について

日頃から特別支援教育行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
2019年度の特別支援教育に係る地方財政措置の予定について、別添のとおり送付いたします。

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」について、所要の地方財政措置が講じられておりますが、2019年度は各地方公共団体の配置状況や現場のニーズ等を踏まえ、別添（資料1）のとおり地方財政措置が講じられる予定です。

また、各地方公共団体において高等学校における通級による指導の実施体制を整備するために必要な加配教員や、通級による指導のための教材・教具の整備に必要な経費について、引き続き地方財政措置が講じられる予定です。

なお、教育教材の整備推進については、2012年度からの「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づき、第8年次分について、所要の地方財政措置が講じられる予定です。

本件について、都道府県教育委員会におかれては、城内の市町村教育委員会へ周知していただくとともに、引き続き適切な指導及び助言等をよろしくお願いします。

(関係資料)

- 資料1 2019年度特別支援教育支援員の地方財政措置について
- 資料2 2019年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）〈新規・拡充関係〉
- 資料3 平成24年度からの教材整備関係の地方財政措置について
- 資料4 2019年度地方財政措置予定

2019年3月20日付

2019年度の

地方財政措置の予定について、

各都道府県・指定都市教育委員会  
特別支援教育主管課あ

てに送付



# 特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



## ■特別支援教育支援員の配置に係る経費（継続）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	2019年度(案)	2018年度
幼稚園	7,800人	7,600人
小・中学校	56,600人	55,000人
高等学校	600人	500人
合計	65,000人	63,100人

2007年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始  
 2009年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始  
 2011年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

## (2) 私学助成について

### 2019年度 私学助成関係予算（案）の説明

- 私学助成関係予算（案）の概要…………… 1
- 私立大学等経常費補助…………… 2
- 私立高等学校等経常費助成費等補助…………… 5
- 私立学校施設・設備の整備の推進…………… 7

2019年1月  
文部科学省高等教育局私学部

# 2019年度 私学助成関係予算（案）の概要

～私立学校の特色強化・改革の加速化に向けた推進～

2019年度予算額(案) 4,385億円

(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)

(前年度予算額 4,277億円)



## 私立大学等経常費補助 3,159億円 (+5億円)

### (1)一般補助 2,712億円(+15億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。また、アウトカム指標も含めた客観的指標を活用したメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

### (2)特別補助 447億円(▲10億円)

2020年度以降の18歳人口の急激な減少や経済社会の急激な変化を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

#### ○私立大学等改革総合支援事業 147億円(+16億円)(一般補助及び特別補助の内訳)

特色ある教育研究の推進や、産業界・他大学等との連携、地域におけるプラットフォームを通じた資源の集中化・共有など、役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援

#### ○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 177億円(+47億円)

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、修学の機会の確保に向けた支援を強化

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,031億円\* (+10億円)

\*子ども・子育て支援新制度移行分を含む

### (1)一般補助 871億円\*(+8億円)

都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援

○幼児児童生徒1人当たり単価の増額 等

### (2)特別補助 133億円(+1億円)

各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による助成を支援

○外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援の充実

○特別な支援が必要な幼児の受入れや預かり保育を実施する幼稚園に対する支援の充実 等

### (3)特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)

特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

## 私立学校施設・設備の整備の推進 195億円 (+93億円)

(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)

### (1)耐震化等の促進 136億円(+86億円)(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)

○耐震改築事業を2020年度まで延長

○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援

○特に、重要インフラの緊急点検等により明らかとなった、倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設(1s値0.3未満)や、耐震性及び劣化等に課題がある緊急性の高い私立学校施設の耐震対策を集中的に支援

### (2)教育・研究装置等の整備 59億円(+7億円)

#### ○私立大学等の装置・設備費 22億円(+7億円)

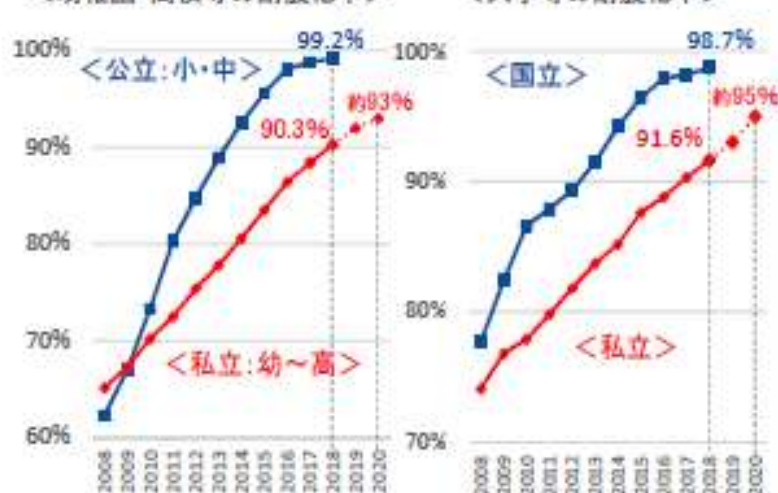
私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援

#### ○私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 24億円(前年度同額)

次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援

※ 他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 625億円(うち財政融資資金 291億円)

<幼稚園・高校等の耐震化率>



出典:私立学校耐震改修計画(2019年以降は各法人の耐震化計画及び整備実績を踏まえた推計)

※施設実数四捨五入のため、計が一割しない場合がある。



## 背景説明

私立高等学校等は、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。



## 目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図ることにより、私立学校の健全な発展に資するとともに、安心して私立高等学校等で学ぶことのできる環境を持続的に発展する。

## 私立高等学校等経常費助成費等補助

1,031億円※（1,021億円）

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

### 1. 一般補助

【871億円※（863億円）】

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

- 幼児児童生徒1人あたり単価の増額（対前年度+1.1%増）。

### 2. 特別補助等

【160億円（158億円）】

- 外部人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援（教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費））【21億円】の充実。
- 特別な支援が必要な幼児の受入れ（幼稚園等特別支援教育経費）【63億円】、預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等（教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費））【47億円】の充実。
- 過疎高等学校【2億円】、授業料減免【1億円】、特別支援学校等【28億円】に対する支援を引き続き実施。



# 私立高等学校等経常費助成費等補助の概要②

## 事業内容

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

### 私立高等学校等経常費助成費補助

#### ●一般補助 871億円※(863億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の教育に係る経常的経費について助成する場合、国から都道府県にその一部を補助。

#### ●特別補助 133億円(131億円)

##### 幼稚園等特別支援教育経費 < 63億円(62億円) >

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

##### 教育改革推進特別経費 < 68億円(67億円) >

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

①教育の質の向上を図る学校支援経費（ICTを活用した教育の推進、外部人材の活用等）：21億円

②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業（36億円）、幼稚園の子育て支援活動の推進（11億円））：47億円

##### 過疎高等学校特別経費 < 2億円(2億円) >

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

##### 授業料減免事業等支援特別経費 < 1億円(1億円) >

私立の高等学校等が、生活保護世帯や家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

※高等学校は、平成22年度から家計急変のみ国庫補助

### 私立高等学校等経常費補助

#### ●特定教育方法支援事業 28億円(27億円)

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。



# 私立学校施設・設備の整備の推進の概要

2019年度予算額(案) 195億円  
(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)  
(前年度予算額 102億円)

2018年度第1次補正予算額 26億円

第2次補正予算額(案) 108億円

私立学校施設整備費補助金(他局計上分含む)	155億円(62億円)	[134億円]
私立大学等研究設備整備費等補助金	28億円(28億円)	
私立学校施設高度化推進事業補助金	12億円(12億円)	
<他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額)625億円 [うち財政融資資金 291億円(291億円)]>		
( )は前年度予算額、[ ]は2018年度補正予算額		

## 1. 耐震化等の促進 136億円(50億円)[134億円]

(うち防災・減災、国土強靱化関係予算(臨時・特別の措置) 86億円)

- 耐震改築事業を2020年度まで延長
- 学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業、そのほか防災機能強化を更に促進するための非構造部材の落下防止対策等の整備を重点的に支援
- 特に、重要インフラの緊急点検等により明らかとなった、倒壊し又は崩壊する危険性が特に高い施設(Is値0.3未満)や、耐震性及び劣化等に課題がある緊急性の高い私立学校施設の耐震対策を集中的に支援

耐震改築(建替え)事業	60億円
耐震補強事業	59億円
その他耐震対策事業	17億円



耐震化未完了の建物に  
甚大な被害

## 2. 教育・研究装置等の整備 59億円(52億円)

各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。

- 私立大学等の多様で特色ある教育・研究の一層の推進を図るため、私立大学等の装置・設備の整備を支援(私立大学等教育研究装置・設備 22億円)。
- 次期学習指導要領等を踏まえ、アクティブ・ラーニング等を推進するため、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援(私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業 24億円)。



【ナノ粒子解析システム】  
CPP(Calcioprotein particle)の構造解析



【生体ガス分析用質量分析システム(マルチ5連仕様)】  
運動中のヒトの呼気の分析



【コンピューター室】  
高等学校等のICT環境整備

# 4 おわりに

## 出来事 「ぼく、あのときは、空白だったんだよ。」

- 地域の小学校にインテグレートし、〇年生のとき、聾学校に戻ってきた児童。
- 小学校にいたときのことを思い出して話してくれた。

生活上のコミュニケーションはできても、授業中のやり取りを理解したり、やり取りに参加したりすることがほとんど無かったと思われる。

その子供が、授業に参加し、授業が分かりながら、教育の目標を達成し、内容を習得していくことの大切さを痛感した一言。



# お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

<主な刊行物>

季刊特別支援教育（年4回 3, 6, 9, 12月）

学習指導要領解説

教科書（視覚障害、聴覚障害、知的障害）及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために－交流及び共同学習事例集－

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<https://www.nise.go.jp/nc>

発達障害教育推進センター [http://icedd\\_new.nise.go.jp/](http://icedd_new.nise.go.jp/)

メールマガジン [https://www.nise.go.jp/nc/about\\_nise/mail\\_mag/](https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/mail_mag/)

是非御覧ください！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN